



2023年5月19日

各 位

会社名 株式会社アルマード
代表者名 代表取締役社長 保科 史朗
(コード番号：4932、東証スタンダード)
責任者名 取締役 蕨 博雅

2022年5月20日導入の当社の従業員に対する 譲渡制限付株式報酬の取り扱いの一部変更について

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において決議されました、当社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関し、2023年5月19日開催の取締役会において、譲渡制限の解除要件を以下の通りに変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件の詳細につきましては、2022年5月20日付「当社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」及び2022年7月28日付「当社の従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の払込完了及び一部失権に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 譲渡制限の解除要件の変更内容（変更箇所には下線を付しております）

	変更後	変更前
譲渡制限の解除要件	対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあったこと、かつ、第23期（2023年3月期）の当社の有価証券報告書に記載された当該事業年度の営業利益が当社の公表する当該事業年度の <u>修正予想営業利益</u> に本金債権合計23,457,330円を加算した額を上回ること（以下「本業績目標」という。）を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。	対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員のいずれかの地位にあったこと、かつ、第23期（2023年3月期）の当社の有価証券報告書に記載された当該事業年度の営業利益が当社の公表する当該事業年度の当初予想営業利益に本金債権合計23,457,330円を加算した額を上回ること（以下「本業績目標」という。）を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

2. 変更の理由

2023年3月期の営業利益実績は修正後予算の数値を十分に上回っておりますが、これは従業員含む企業努力の成果であり、当社の今後の成長において、従業員のモチベーション維持・向上は非常に重要

であると考えております。

また、当社が本金債権を無償取得するか否かの選択によって、一株当たり利益は一切の影響を受けません。これらを総合的に判断し、解除条件を変更いたしました。

3. 今後の見通し

今回の変更により、当期業績に与える影響は軽微であります。

以 上